

役員候補者の公募について

公益財団法人公正取引協会は、次により役員候補者を公募いたします。

1 公募する役職 常務理事（常勤） 1名

2 任期（予定）

令和3年9月1日から令和5年6月開催予定の定時評議員会終結時まで。ただし、再任は妨げられていません。

（公募による選考後、評議員会において理事に選任され、理事会において常務理事に選定された場合）

3 職務内容等

別紙「職務内容書」のとおりです。

4 公募の期間

令和3年7月1日（木）から令和3年7月21日（水）まで。

5 応募方法

(1) 応募書類

ア 履歴書

履歴書（市販の用紙で可）に学歴、取得資格、職歴、健康状態等を記載し、写真（最近3か月以内に撮影した上半身正面のもの）を貼付してください。

- ・ 氏名を自署の上、押印してください。
- ・ 学歴は、最終学歴を記載してください。
- ・ 職歴は、官公庁又は会社(組織)名、所属部課名、役職等を時系列に記載してください。
- ・ 連絡用の電話番号（携帯可）及びEメールアドレスを記載してください。

イ 応募動機、独占禁止法及びその関係法令に関する知識・自己アピールの文書

- ・ 別紙「職務内容書」の「5 職務内容」及び「6 必要な資格・経験等」を踏まえ、公募している職務に照らして、応募動機、自らが適任であるとする理由、就任後の抱負などを簡潔にまとめてください。
- ・ A4用紙2枚、横書き2000字程度

(2) 提出方法

封筒の表に「役員応募書類在中」と朱書きの上、簡易書留により郵送してください（Eメールでの応募は受け付けません。）。

(3) 提出先

郵便番号 107-0052

東京都港区赤坂1-4-1 赤坂KSビル2階

公益財団法人公正取引協会 事務局

(4) 提出期限

令和3年7月21日(水) 必着(提出期限を超えたものは受理いたしません。)

6 選考方法等

(1) 選考方法

選考委員会により第一次選考(書類)、第二次選考(面接)を行った上で、理事候補者(常務理事候補者)として選考し、定款の規定に基づき、

ア 評議員会の決議により、理事に選任

イ 理事会において、理事の互選により、常務理事に選定

するという各手続を経て、常務理事に就任することになります。

(2) 選考結果の通知

選考の結果(合否)は、応募者全員に通知します。

(3) その他

ア 応募書類は、合否にかかわらず返却いたしません。

イ 応募書類に記載された個人情報、選考及び連絡の目的以外には使用いたしません。

ウ 選考経過及び選考結果に関するご質問につきましては、お答えいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

7 問い合わせ先

公益財団法人公正取引協会事務局

電話番号 03-3585-1241

(午前10時～午後5時)

職務内容書

1 法人名 公益財団法人公正取引協会

2 法人の概要

- (1) 設 立 1950年（昭和25年）8月18日
- (2) 所 在 地 東京都港区赤坂1-4-1 赤坂KSビル2階
- (3) 基本財産 2億円
- (4) 設立目的
競争政策に関する調査研究、独占禁止法及び関係法令の普及・啓発並びに事業者の法令遵守に関する支援を行うことにより、公正かつ自由な経済活動の促進を図り、もって、経済の発展と消費者利益の確保に寄与することを目的とする。
- (5) 事業内容
 - ① 我が国における経済の活性化及び競争政策の推進に関する調査研究
 - ② 諸外国における競争政策の動向等に関する調査研究
 - ③ 前2号に掲げる事項についての資料の蒐集及び情報提供
 - ④ 独占禁止法及び関係法令についての普及・啓発活動
 - ⑤ 独占禁止法及び関係法令並びに競争政策の研究者等に対する奨学金の給付
 - ⑥ 独占禁止法及び関係法令並びに競争政策に関する出版物の刊行
 - ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (6) 職員 常勤 事務局長以下6名
- (7) 会員 605名（令和3年6月1日現在）
うち 維持会員 166名 普通会員 393名 特別会員 46名

3 公募する役員候補者及び人員

常務理事 1名

4 任期 令和3年9月1日から

令和5年度定時評議員会終結時（令和5年6月予定）まで（再任あり）。

5 職務内容

- ① 法令及び本協会定款の定めにより、理事会を構成して業務（事業、予算等）を総括する役割を担うこと。
- ② 本協会の業務を掌握し、職員を指揮監督・指導して業務を推進すること。
- ③ 財産管理運用規程に基づき、本協会の財産の管理・運用を行うこと。
- ④ 関係官庁である公正取引委員会、消費者庁その他関係団体と折衝すること。
- ⑤ 理事会・評議員会、組織等に関する業務に参画すること。

6 必要な資格・経験等

- ① 本協会の事業目的を達成するため、内外の競争法及び関係法令に関する知識を備え、本協会の事業の円滑な推進を図ることができる十分な能力を有していること。
- ② 関係官庁である公正取引委員会、消費者庁その他関係団体との折衝等の業務を適切に遂行する十分な知識・能力を有していること。
- ③ 組織の内部統制、コンプライアンス等について知見を有し、職員を指導・監督する能力を有していること。
- ④ 人格高潔で、心身ともに健康であること。
- ⑤ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 65 条第 1 項に規定されている「役員となることができない」者に該当しないこと。

7 勤務条件・報酬等

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 勤務地 東京都港区赤坂 1-4-1 赤坂 KS ビル 2 階
- (3) 勤務時間 役員であるため勤務時間、休暇の定めはありませんが、月曜から金曜まで 9 時 30 分から 17 時 30 分までの勤務を原則とします。
- (4) 報酬 当協会の「役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程」によります。
- (5) 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断（年 1 回）
- (6) その他 当協会の諸規程の定めるところによります。

(参考)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）（抜粋）
（役員資格等）

第 65 条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 削除

三 この法律若しくは会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 12 年法律第 129 号）第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）